

ネットとうほく 2019 (検) 第5号-7
2022年(令和4年)10月11日

〒103-0007
東京都江東区富岡1-13-6
ビューティースリービル
株式会社ビューティースリー 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

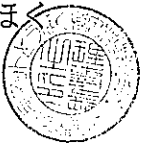
電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

(担当者) 弁護士 男澤 拓

(連絡先) 電話 022-266-4664

FAX 022-261-7279



再 申 入 書

当団体から、2021年9月29日付及び2022年5月16日付で送付した書面に対し、貴社においては、ホームページの記載変更を行った旨のご回答を頂きました。

確認させていただきまして、月額表示のすぐ下に大きく総額表示がなされたことが確認できました。

他方、総額表示に伴い、「実質」との表示がなされており、これについて詳しく確認すると、各「※」印記載の条件を満たした場合にそのような総額になるとの契約条件であることがわかりました。このような条件付きであるにもかかわらず、安価な総額が強調される表示は、消費者を誤認させる可能性が高いものと思われま

す。そして、「※」で示されている各条件(いわゆる「打ち消し表示」)も、総額表示との間に距離があること、また、文字の大きさ(ポイント数)が非常に小さいことから、消費者が一瞥して確認しづらい状況となっています。

これらのHPの広告表示を総合して考えれば、貴社の改訂後の表示も有利誤認表示(景表法5条)に該当するものと考えられます。

つきましては、これらの打ち消し表示について、総額表示のすぐ下に記載し、また、文字の大きさを大きくして表示することを申し入れます。

こちらの申し入れに関する、貴社の対応につき、2ヵ月以内にご回答くださいますようお願いいたします。

以上